



不登校対策委員会等による組織的な対応

■ 不登校対策委員会等の必要性

- 全校的な指導体制を基盤にして、不登校への効果的な対応を進める中心的な指導組織をもつことが必要である。その組織は、学校規模や当面する課題等によって異なる面をもつものと考えられる。学校によっては、生徒指導部や教育相談部などが担当する場合もあるが、**不登校対策委員会等**が組織され、校務分掌を横断した組織編成をしている学校も増えてきている。
- 不登校対策委員会等による、児童生徒の個別的・具体的な指導や援助としては、次のような点に配慮することが求められる。

- ① 不登校児童生徒の学習面、心理・社会面、進路面、健康面など多面的・多角的に児童生徒理解を深め、的確なアセスメントを実施する。
- ② ①を基本に、不登校解決に向けた個別的・具体的な指導計画を作成する。
- ③ 不登校解決に向けて複数の教職員、SCなどから構成される援助チームを編成する。定期的に援助チーム会議を開き、個別指導の状況把握を行い、効果的な指導・援助が展開されるよう工夫・改善を行う。
- ④ 学期末や学年末に、援助チーム等による総括的な評価を実施し、目標の達成度や今後の指導の課題を明確にする。

■ 不登校対策委員会等の効果的な運営

- 不登校への対応は、その児童生徒の状況等により異なる。例えば、特別支援教育との関連がある場合は、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担当等を、学習面に要因がある場合は、教務部や学年会のメンバー等を、進路意識の醸成、進路選択に関する児童生徒・保護者のニーズに応える援助を行いたい場合は、進路指導部のメンバー等を組織に位置付けることによって、対応はより機能的になると考えられる。

- ◆ F中学校では、生徒指導委員会とは別に、週1回「心の支援委員会」という不登校対策会議を開催している。次の点を考慮しながら、効果的な運営に努めている。
 - ① 不登校生徒の事例に絞って協議して、情報の共有化、不登校生徒への対応策について共通理解を図り、組織的に取り組めるようにする。（単なる情報交換の場にならないよう配慮する。）
 - ② 委員会のメンバーを必要最小限にする。必要に応じて、メンバーを追加する。
 - ③ 取り上げる事例を絞り込むとともに、事例の検討から出される情報（不登校の原因、対応策、教職員がとるべき行動目標等）を具体的に全教職員に提供できるようにする。
 - ④ 委員会から発信される情報は教職員にとって役立つものと理解されるようになれば、委員会のメンバーが、意欲的に取り組むようになる。
- ◆ 事務職員、用務員、司書補等の職員が、別室登校や部分登校の不登校生徒に対し、日常的な声かけ・励ましを行うとともに、一緒に作業を行ったり、学習を行ったりするなど、それぞれの立場から児童生徒との関わりを大切にしていくなかで、効果を上げている中学校もある。